

## 第4期エゾシカ保護管理計画の概要

### I 計画策定の趣旨

道では、平成10年度以降「道東地域エゾシカ保護管理計画」及び「エゾシカ保護管理計画」に基づき、エゾシカの個体数管理等の取組みを行ってきたところであるが、第3期計画が平成24年3月をもって終了することから、引き続き適正な保護管理を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」）に基づき、第11次北海道鳥獣保護事業計画の下で「特定鳥獣保護管理計画」として本計画を策定したものの。

#### 【新しい計画の主なポイント】

- ①今後5年間を「実効性ある個体数管理を実現する期間」として位置付け
- ②5年後の具体的な目標を地域別に設定
- ③地域ごとに毎年の捕獲目標を設定
- ④個体数管理手法の充実
- ⑤担い手対策の充実
- ⑥有効活用策の充実強化
- ⑦生物多様性の保全
- ⑧安全確保の強化と捕獲個体の適正処理
- ⑨関係機関の連携強化

#### 【関係法令】

鳥獣保護法第7条第1項：都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

### II 計画の概要

#### 第1章 計画の策定にあたって

##### 1 計画策定の背景

H20年度からの「エゾシカ保護管理計画（第3期）」では、個体数管理に資源管理の視点を取り入れたほか、個体数管理のモニタリングで生息動向を増減の傾向で把握できるようになったが、個体数の削減には至らず被害等の状況は深刻化。道では、H22～24年度を緊急対策期間とし、H22年度には過去最高の捕獲数となったが、個体数削減には至っていない。

##### 2 計画策定の目的

新たな捕獲のしくみと資源としての捕獲個体の有効活用を併せて推進し、個体数の削減に必要な捕獲数を確保することで、人間活動との軋轢を軽減し、絶滅を回避しながら適正な保護管理を行い、エゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全を図る。

##### 3 計画の期間及び位置づけ

○計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日（5か年）

○位置づけ：道が緊急対策期間とした平成22～24年度の最終年を含み、現行の捕獲制度を運用する中で最大限の捕獲数確保に努めるとともに、個体数が著しく増加し削減できない現状を受け、3期計画に引き続き資源管理の考え方を取り入れながら、狩猟者人口の減少も見据えた実効性のある個体数管理を実現する期間

## 4 計画の対象地域

### (1) 本計画の対象地域

本計画の対象地域は、北海道全域（離島を除く。）とする。

#### <地域区分>

東部地域	オホーツク、釧路、根室、十勝 ※知床半島地域：「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき実施
西部地域	石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振
南部地域	渡島、檜山、後志



## 第2章 保護管理の推進

### 1 保護管理の目標

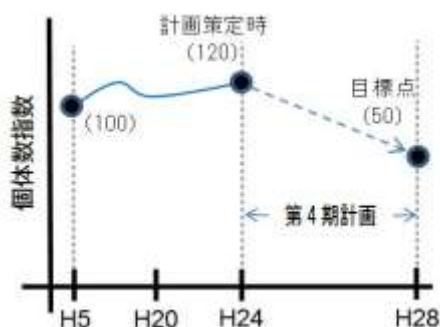
#### (1) 基本的な目標（全道対象）

- 個体数の削減による人間活動との軋轢軽減
- 有効活用の推進
- 生物多様性への影響の軽減
- 絶滅の回避及び個体群の存続

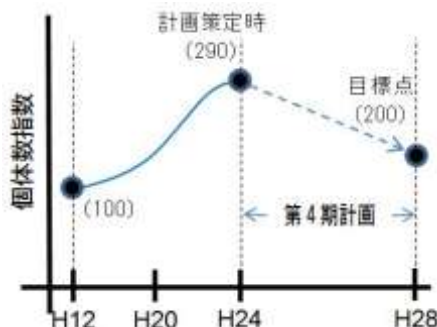
#### (2) 地域別目標（計画期間5年間の目標）

- ① 東部地域：H5年度末の推定生息数を基準（個体数指数＝100）に、個体数指数を50とする。
- ② 西部地域：H12年度の生息状況を基準（個体数指数＝100）に、個体数指数を200とする。
- ③ 南部地域：生息動向を把握するとともに、個体数の減少措置を講ずる。

【東部地域の目標イメージ】



【西部地域の目標イメージ】



※注：グラフに示した計画策定時の個体数指数は、平成22年10月時点の推定値。

## 2 目標達成のための方策

### (1) エゾシカ捕獲推進プランの作成

○ 地域別目標を達成するために必要な捕獲数（以下「目標捕獲数」）を、地域単位で記載した「エゾシカ捕獲推進プラン」を毎年作成し、捕獲数を確保。

### (2) 個体数管理の充実

○ メスシカ捕獲を促す狩猟規制等の調整。森林内での捕獲推進。効率的な捕獲技術の提供等で市町村に協力するなど、関係機関との連携により、様々な主体による捕獲事業を促進。

#### ① 個体数管理の手法

- 1) 狩猟による捕獲：期間、狩猟者1人日あたり捕獲数、オスメス別制限などで捕獲圧調整。
- 2) 個体数調整のための捕獲（被害防止を含む）：許可基準の段階的設定・適用で捕獲圧調整。
- 3) 計画的な捕獲：国制度改正等に併せ、国や市町村と連携し、地域の個体数管理に必要な数を確保する計画的な捕獲（カリング）の体制構築を検討。

#### ② 地域別の管理

- 1) 東部地域：科学的な知見などに基づくフィードバック管理（状況変化を常に監視し、それに応じて対策を変える考え方）を適用。H5年度末の推定生息数を基準（個体数指数100）として、大発生水準、暫定目標水準、絶滅を回避するための許容下限水準の3段階の個体数指数を管理水準設定。管理水準に応じ緊急減少措置、持続的利用措置、漸増措置、緊急保護措置の4段階の管理措置のいずれかを実施。
- 2) 西部地域：個体数指数の推定が可能となったことから、フィードバック管理を適用。西部

地域が計画の対象地域となったH12年度を基準年（個体数指数＝100）として生息動向をモニタリング。今後、東部地域と同様の個体数管理を実施できるよう、個体数減少が確認できるまで引き続き捕獲数の増加を目指す。

3) 南部地域：個体数指数を用いた管理はできないため、将来的な管理手法策定のための情報蓄積を図る。毎年度の捕獲数推移やモニタリング結果を用い、捕獲対策の適正を評価。

### (3) 捕獲効率の向上

①シャープシューティング導入の検討：シャープシューティング（銃を使用して群れの全頭を一度に捕獲し、警戒心の高い個体をつくらないことにより、地域における捕獲を効率的に行う手法）の導入に向け検討。

②わなの活用促進：安全で効率的な実施のしくみを検討の上、わなによる捕獲の活用促進。

### (4) 担い手の確保

○狩猟者減少の歯止めとなる取組み、人材育成など保護管理の担い手を確保するための方策について検討。

○安全を確保しながら適切に捕獲を推進するため、わな猟免許者による地域ぐるみの捕獲体制構築に向け検討。

○鳥獣被害対策実施隊等の専門的に捕獲に従事する者を確保するしくみについても検討。

### (5) 有効活用（「資源管理」から「資源価値の活用」へ）

○「資源価値の活用」の視点にたち、エゾシカの資源価値を最大限に活用し残滓減量化を通じた環境負荷の軽減、食を中心とする地域産業の活性化など幅広い活用を検討。

○北海道固有の自然資源として、狩猟のほか観光や環境教育等への活用を通じ地域活性化と産業創造を目指す。

#### ①食肉としての有効活用

- ・食肉としての利用拡大を最重点に、安全・安心な食肉の安定的供給と全道域での消費拡大推進。
- ・食肉としての優れた栄養特性をアピールした普及啓発や加工食品の開発等を推進。
- ・地域の実情を踏まえた食肉処理施設の整備促進。
- ・食肉処理施設における衛生管理の強化。

#### ②肉以外の部位の有効活用

- ・市町村の実施する許可捕獲個体の活用促進。
- ・資源価値の十分な検討と、更なる利用拡大の促進。
- ・関係事業者が連携し、道民に利用してもらえる製品づくりの促進。
- ・将来的な輸出への対応策などの調査。

#### ③地域資源・観光資源としての有効活用

- ・エゾシカを北海道固有の資源として、観光や環境教育などに活用し地域活性化と産業の創造を目指す。
- ・地域独自の取組から、更なる活用方策について検討。

### (6) 被害防除

①農林業被害対策：鳥獣被害防止特措法に基づき、侵入防止施設設置、個体数調整捕獲等を実施。林業被害や森林に及ぼす影響を把握する調査の実施。狩猟者誘導やわな等の活用で森林内での捕獲促進、忌避剤散布、森林被害防除対策の検討。

②交通事故対策：ドライバーへの事故情報の普及啓発、交通事故多発地帯での事故防止用施設の整備。列車支障発生の減少、事故発生防止。

③市街地への出没対策：エゾシカの市街地出没により発生している交通事故や建物等侵入に対し、住民の安全確保の観点から、地域の関係機関・団体等連携による事故等防止体制の整備を促進。

### (7) エゾシカ生息地における自然環境の保全

①生物多様性の保全：森林生態系の現状把握及び個体数管理指標の検討。貴重な植物群落での科学的な実態調査や被害防止手法を検討し被害対策に反映。

②生息環境の保全：森林環境や猛禽類など生物多様性の保全に留意。捕獲手法検討活用。休猟区

指定見合わせ。道指定鳥獣保護区での捕獲を推進するとともに必要に応じ見直し検討。

#### **(8) その他の目的達成のための方策**

- ①**安全の確保**：制度検討に当たっては安全の確保に最大限の注意を払うほか、狩猟規制の周知、パトロール実施等、保護管理の目標達成の妨げとなる事故・違反防止を徹底。
- ②**残滓の適正処理**：市町村での捕獲個体処理の円滑化に向け、実態に応じ既存制度を活用した仕組み等検討。狩猟者への適正処理についての普及啓発。残滓の適正処理対策の検討・実施。
- ③**猟区制度の活用**：狩猟資源の適正管理のため、猟区のありかたを関係機関等と連携して検討。

### **3 モニタリングと調査研究**

- 個体数指数把握のためのモニタリングの精度向上や効率的実施のほか、新たなモニタリング手法の開発を考慮したデータの蓄積。
- 西部地域における、対策検討に必要な実態把握の手法等の検討。
- 農林業被害の発生状況を把握し、より精度の高い評価手法導入や効果的な被害防除方法検討。
- 狩猟に関する詳細な調査研究を通じ、効果的な管理手法について検討。
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の試験研究機関や大学、関係機関・団体等との連携。

## **第3章 計画の実施に向けて**

### **1 合意形成**

- 本計画の推進には、行政・関係団体・関係者が連携して各施策を進めて行くことが重要。
- 各種情報はホームページ等により速やかに公表。地元の検討結果や意見を参考に施策等に反映。

### **2 推進体制**

#### **(1) エゾシカ保護管理検討会の開催**

本計画を科学的知見に基づき推進するため、学識経験者からなる「エゾシカ保護管理検討会」を設置。専門的観点から分析・評価する部会を必要に応じて開催。

#### **(2) エゾシカ緊急対策本部の設置**

H22年10月に副知事を本部長とする「エゾシカ緊急対策本部」を立ち上げ、庁内関係各部署が連携し、更に強力に保護管理対策、農林業被害防止対策等の各種施策を総合的に推進。

#### **(3) 全道エゾシカ対策協議会の開催**

関係機関や団体からなる、全道エゾシカ対策協議会（通称：エゾシカ包囲網会議）を設置し、共通の認識や情報基盤のもと、連携して総合的な取組を推進。

#### **(4) 地域連絡協議会の開催及び被害防止対策チームの設置**

地元関係機関の連携及び連絡調整の円滑化のため、総合振興局等单位で連絡協議会の設置。市町村を横断する広域的な取組の検討。総合振興局等の関係部局からなる被害防止対策チームを設置。市町村と連携し地域の被害対策促進。

#### **(5) 「知床半島エゾシカ保護管理計画」の推進**

「知床半島エゾシカ保護管理計画」の計画対象地域では、保護管理の目標を踏まえ、環境省を中心に関係機関と連携して推進。

#### **(6) 関係機関及び関係団体との連携**

国有林野での狩猟及び個体数調整捕獲について、土地管理者でありエゾシカ対策を推進する林野庁北海道森林管理局との連携を図りながら推進。国立公園や国指定鳥獣保護区のエゾシカ管理を、環境省北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所と連携して推進。銃砲刀剣類所持等取締法を所管している北海道警察等の助言を受けながら捕獲効率向上の可能性を検討。